

①決定事項(都市計画の種類)		②規模等	決定権限	関与
1 都市計画区域	・整備開発及び保全の方針 ・区域区分	-	北海道	大臣同意
2 地域地区	・用途区域	-	芽室町	知事同意 ※市は知事同意不要
3 都市施設	・道路	一般国道	北海道	大臣同意
		道道	北海道	大臣同意不要
		町道	芽室町	知事同意 ※市は知事同意不要
4 地区計画	・公園、緑地	10ha以上	北海道	大臣同意不要
		10ha未満	芽室町	知事同意 ※市は知事同意不要
		二以上の市町村	北海道	大臣同意不要
5 市街地開発事業等	・公共下水道	芽室町内	芽室町	知事同意 ※市は知事同意不要
		-	芽室町	知事同意 ※市は知事同意不要
		-	芽室町	知事同意 ※市は知事同意不要
5 市街地開発事業等	・市街地再開発事業	3ha超	北海道	大臣同意不要
		3ha以下	芽室町	知事同意 ※市は知事同意不要
		50ha超	北海道	大臣同意不要
	・土地区画整理事業	50ha以下	芽室町	知事同意 ※市は知事同意不要